入札公告（説明書）

令和８年８月21日
東日本高速道路株式会社　北海道支社
支社長　宮入　徹往

条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和８年７月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』2-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

1.	契約件名（工事名）	道央自動車道　Ｒ９北広島管内舗装補修工事
2.	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図』を参照のこと
3.	契約責任者	NEXCO東日本　北海道支社　支社長　宮入　徹往
4.	契約担当部署	NEXCO東日本　北海道支社　技術部　調達契約課 （住所）〒004-8512　札幌市厚別区大谷地西5-12-30 （電話）011-896-5777 （mail）ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp
5.	入札方法	電子入札
6.	単価表の提出	必要･･･入札者に対する指示書[13]を参照のうえ、様式については様式集及び金抜設計書を基に作成すること
7.	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
8.	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
9.	競争参加資格要件等	『共通入札公告』2-3-1.及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり
10.	入札手続き日程	本書『入札手続き日程』のとおり
11.	設計業務成果品等の貸与	指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
12.	材料価格等の掲載	掲載資料の有無：「有」
13.	見積活用方式の有無	「無」
14.	その他	特記事項なし

以　上

入札手続き日程

入札公告日		令和 8 年 8 月 21 日
1	審査基準日	下記 3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和 8 年 9 月 4 日まで
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和 8 年 9 月 4 日　16 時 00 分まで ※『共通入札公告』2-3-2.～2-3-4.に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を書留郵便等または電子メール（書留郵便等または電子メールよる提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 【提出書類】 別添様式集に定める競争参加資格確認申請書様式
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 10 月 1 日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から 7 日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
8	改善技術提案書提出期限	本件競争入札においては非該当
9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当

10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和 8 年 11 月 19 日　16 時 00 分 ※『共通入札公告』2-4-1. に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。
14	開札日時	令和 8 年 11 月 20 日　13 時 30 分
15	開札場所	電子入札システム
16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日から令和 8 年 11 月 5 日 16 時 00 分まで 【受付方法】 質問書面（様式自由）を書留郵便等または電子メール（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日１６時までに提出すること。 【受付場所】 契約担当部署 【質問内容の記載上の留意事項】 入札公告１「競争参加資格確認申請書または参加表明される皆さまへ」（P2）に記載の「質問に関する留意事項」（特に、お受けできない内容に関する事項）を十分にご確認のうえ、質問書を提出してください。
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として５日以内（休日を除く。）
18	資料の貸与申込期間（設計業務成果品等）	本件競争入札においては非該当
19	資料の掲載（参考積算条件書）	【掲載資料】 ・参考積算条件書 　参考積算条件書とは、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。 【掲載場所】 弊社ＨＰの本件入札公告情報に掲載。

		【掲載日】 ・参考積算条件書（その１） 　入札公告の日に掲載 ・参考積算条件書（その２） 　令和 8 年 10 月 30 日を予定 【その他注意事項】 （１）参考積算条件書は、入札（見積）参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第１条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 （２）本資料に掲載の単価についての質問・問合せには一切応じられない。 （３）本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 （４）本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 （５）本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。

競争参加資格要件等一覧表

工事件名			道央自動車道　R9北広島管内舗装補修工事		
調達手続の概要	競争契約の方法		条件付一般競争入札方式		
	落札者の決定方法		総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅱ型)	
	評価値の算出方法		加算方式		
	見積活用方式の有無		無		
	入札ボンド		対象外		
	履行ボンド		対象		
	JV募集対象		対象外		
	審査時期		事前審査		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和　7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②当社発注工事において、令和6・7年度の工事種別(舗装工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。		
		工事種別	舗装工事		
		等級	—		
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業(以下、「元請」という。)として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
		同種工事	a)　高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 b)　自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可) a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする 同種工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。		
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) －	受注者名) －	
			業務名) －	受注者名) －	
		施工管理業務の受注者	業務名) 令和8年度 保全点検業務等の実施に関する年度協定 土木施工管理業務	受注者名) 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	
			業務名) －	受注者名) －	
	カーボンニュートラルへの取り組み意思		当該工事の建設現場においてカーボンニュートラルへの取り組み意思があること。 取り組み意思がない場合は 、不適とし競争参加資格が無いものとする。		
	その他		－		
継続契約方式の対象			対象外	対象となる後発工事名(その1)	－
				対象となる後発工事名(その2)	－

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件(契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	資格要件	①主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種 ： 舗装工事業 なお、監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者の場合を含む)にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		同種工事	②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること(施工経験における従事役職は問わない)。 a)　高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 同種工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ実績として評価する。 イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。 ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。
	その他		－

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型Ⅱ型	技術評価点（満点）	10点

施工の確実性　／　競争参加希望者　／　同種工事の工事成績

提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。

【同種工事を複数工事設定している場合】

工事成績評価の対象とする同種工事：　高機能舗装（排水性舗装を含む）工事

評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目
評価点= 配点（4点） × （同種工事実績の工事成績評定点×係数b−70）/ 20 × 係数a （評価点の算定値は小数第４位以下を切り捨てとする）	4～0点	4点	－

係数 a の設定は下記のとおり

	同種工事実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種工事実績の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	同種工事実績の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合
1）同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25
2）同種工事実績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事	0.50	0.25	0.12
3）上記1)、2)に該当しない	0.00		

係数 b の設定は下記のとおり

1）NEXCO中日本以外の発注機関の工事成績評定点の場合	1.000
2）NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事成績評定点の場合	0.954
3）NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事成績評定点の場合	0.936
4）NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事成績評定点の場合	0.954

◇留意事項

1．（同種工事実績の工事成績評定点×係数b）が90点以上の場合、（同種工事実績の工事成績評定点×係数b）を90点とする。

2．平成28年3月31日以前に受渡された工事、（同種工事実績の工事成績評定点×係数b）が70点以下の場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。

3．公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。

4．経常建設共同企業体を構成する場合の同種工事の施工実績は、当該経常建設共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。

施工の確実性　／　競争参加希望者　／　同一工事種別の表彰実績

提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。

評価基準　／　評価点

表彰対象 ＼ 表彰時期	表彰日が令和6年4月1日以降である場合	表彰日が令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合	表彰日が令和4年3月31日以前でかつ平成29年4月1日以降の場合	配点	履行確認対象項目
①　NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）の実績	2.00点	1.00点	0.50点	2点	－
②　NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績	1.00点	0.50点	0.25点		
③　上記①、②に該当しない	0.00点				

◇留意事項

1．表彰実績は１工事のみ提出を認めること。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。

2．表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。

3．優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、コスト縮減優秀工事、工程管理優秀工事、又は優良工事」としての表彰であること。

4．上記３以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。

5．本工事の工事種別に対して表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注された工事の工事種別は下表のとおりとする。
　　下表にない工事種別については、本工事と同一の工事種別に対する表彰実績のみを評価対象とする。

本工事の工事種別	令和6年度から平成29年度までに発注した工事の工事種別	平成28年度以前に発注した工事の工事種別
土木工事	土木工事	土木工事、のり面処理工事
土木補修工事	土木工事、土木補修工事	土木工事、のり面処理工事、道路補修工事
橋梁補修工事	橋梁補修工事	ＰＣ橋上部工工事、鋼橋上部工工事、道路補修工事
道路付属物工事	道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事
機械設備工事	機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事

施工の確実性　／　競争参加希望者　／　品質管理・環境・労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの取得状況

提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。

評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目
1)品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO9001） 2)環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO14001） 3)労働安全衛生ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（COHSMS/ISO45001）の取得状況 ※3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする	①　左記の1)から3)のﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑのうち２つ以上を取得している	1.00点	1点	－
	②　左記の1)から3)のﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑのうち１つを取得している	0.50点		
	③　左記の1)から3)のﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑを取得していない	0.00点		

◇留意事項

1．取得しているﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。

2．取得しているﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合、評価点は０点とする。

<table>
<tr><td>施工の円滑性</td><td>災害時の協力実績（緊急災害復旧工事等の施工実績）</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td>①　NEXCO東日本への令和5年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>1.00点</td><td rowspan="4">1点</td><td rowspan="4">－</td></tr>
<tr><td>②　NEXCO東日本への令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>0.50点</td></tr>
<tr><td>③　NEXCO東日本への令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の災害協力実績である場合</td><td>0.25点</td></tr>
<tr><td>④　上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合</td><td>0.00点</td></tr>
</table>
◇留意事項
1.災害時の協力実績は１件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。
2.NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付が無い場合は「０点」で評価する。
3.既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「０点」で評価する。
4.NEXCOグループ会社が依頼した災害協力実績については「０点」で評価する。
5.経常建設共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。</td></tr>
<tr><td>担い手確保</td><td>ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業）
2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準）・プラチナくるみん認定企業（令和7年3月31日までの基準/令和7年4月1日以降の基準））
3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）
の取得状況</td><td>①　左記の1)から3)の認定のうち１つ以上を取得している</td><td>1.00点</td><td rowspan="2">1点</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>③　左記の1)から3)の認定を取得していない</td><td>0.00点</td></tr>
</table>
◇留意事項
1.同一認定を重複して取得している場合、認定数は１つとする。
2.審査基準日時点での取得状況で評価する。取得しているワーク・ライフ・バランス関連制度認定に認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価点は0点とする。</td></tr>
<tr><td>環境負荷軽減</td><td>カーボンニュートラルへの取り組み</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。
1)現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する
2)元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する
3)現場※3で使用する電力として再生可能エネルギー電力※4を購入する
4)その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する
※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう。
※2：電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)をいう。
※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた建設現場をいう。このとき、施工箇所、又は、現場事務所の少なくともいずれか一方にて再生可能エネルギー電力を購入していれば、取り組みとして評価する。
※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう。バイオ燃料や水素電池等の購入、移動式発電機の導入、又は再生可能エネルギーを用いて自ら発電する等の取り組みについては、再生可能エネルギーの購入としては認めない。</td><td>①　左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む</td><td>1.00点</td><td rowspan="4">1点</td><td rowspan="4">○</td></tr>
<tr><td>②　左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む</td><td>0.75点</td></tr>
<tr><td>③　左記の1)～3)のうち、1つを取り組む</td><td>0.50点</td></tr>
<tr><td>④　左記の4)を取り組む</td><td>0.25点</td></tr>
</table>
◇留意事項
①評価基準における1)～4)については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。
②取り組みは、当該工事において実施が確認できるものとし、安全や工事目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。この場合、競争参加資格なしとする。
③共同企業体で競争参加申請を行う場合は、いずれかの構成員が取り組みを実施すること。
④「その他カーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場面であっても、1つの取り組みとして評価する。
⑤「取り組むとした内容」は履行義務が生じるものとする。なお、「その他カーボンニュートラルへの取り組み」において、複数の内容が記載された場合は、記載した内容全てに対し履行義務が生じるものとする。

⑥監督員が履行確認を行った結果、受注者の責により「取り組むとした内容」の履行が達成されないと認められた場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる。また、土木/施設工事請負契約書第26条の2項に基づき未履行額を請求する。
⑦評価基準における1)から4)についていずれも取り組まない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。</td></tr>
</table>